

江別市スポーツ少年団登録規程

昭和56年5月18日制定

昭和63年5月15日改正

平成 5年4月27日改正

平成 7年4月 2日改正

平成21年5月22日改正

平成23年5月23日改正

平成29年5月22日改正

令和 2年5月29日改正

第 1 条 本会規程第3条により、登録団体に関する規程を次のように定める。

第 2 条 登録するスポーツ少年団とは、次のとおりとする。

- 1 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団において、活動内容、受入体制等を十分に考慮し単位団ごとに個別対応するものとする。
- 2 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者とする。
- 3 指導者、役員またはスタッフのうち 1 名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
- 4 単位スポーツ少年団は、原則として団員10名以上と「スポーツ少年団の理念」を学んだ有資格指導者2名以上と団運営に関わる役員、スタッフで構成しなければならない。なお、団員、指導者、役員、スタッフは全員が、登録するものとする。
- 5 活動は、週1回以上年6ヶ月以上の定例活動を行うものとする。

第 3 条 スポーツ少年団は、毎年度事業終了後1ヶ月以内に、その年度の事業報告並びに決算書を又はその年度の始めに事業計画並びに予算書を提出しなければならない。

第 4 条 スポーツ少年団は、毎年5月末日までに本会規程17条による負担金及び登録料を納付しなければならない。

2 負担金は、次の2種類を支払うものとする。

(1) 均等割り分、年5,000円

(2) 団員数割分、年一人当たり200円

3 登録料は、団員1人あたり年額800円(市200円、道300円、日本300円)。

指導員1人あたり年額1,800円(市600円、道500円、日本700円)とする。

第 5 条 スポーツ少年団は、主要役員、規約、その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

第 6 条 新たに登録しようとするスポーツ少年団は、その代表者より次の書類を提出し、本会の本部員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 役員一覧表
- (3) 規約又は会則
- (4) 当該年度事業概要
- (5) 当該年度予算書

第 7 条 登録の承認を得たスポーツ少年団は、直ちに本会規程第 17 条による負担金及び登録料を納付し、所定の役員を選出しその氏名等を報告しなければならない。

第 8 条 登録スポーツ少年団が、登録期間中に脱会しようとする場合は、次の書類を提出し本部員会の承認を得なければならない。ただし、登録を継続しないときは、自動的に脱会したものとみなす。

- (1) 脱会届
- (2) 脱会理由書

2 休会をするときは、指導者等関係者が登録を継続するものとする。ただし、最長3年以内とする。

第 9 条 登録スポーツ少年団が、次の各項に該当する場合は、本部員会で審議の上加盟を取り消すものとする。

- (1) スポーツ少年団が解散したとき
- (2) 本会規程第3条及び第4条の手続きを行わないとき
- (3) スポーツ少年団の目的及び組織の定めるところに重大な違反があったと認められるとき若しくは、別表1に該当する場合。

第 10 条 一旦納付した負担金及び拠出金その他の経費はいかなる理由でも返還しない。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年5月18日から施行する。
- 2 江別市スポーツ少年団連絡協議会加盟団体規程(昭和53年4月1日)は廃止する。
- 3 この改正規程は、昭和63年5月15日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成7年4月2日から施行する。
- 6 この改正規程は、平成21年5月22日から施行する。
- 7 この改正規程は、平成23年5月23日から施行する。
- 8 この改正規程は、平成29年5月22日に改正し、平成29年度から適用する。
- 9 この改正規程は、令和2年5月29日に改正し、令和2年度から適用する。

別表1

該当事項
(1) 学校行事に出席せず、大会等に参加した場合
(2) 団員の心身の発達に悪影響を与えた場合または、悪影響を与えるおそれがあるとき (虐待、暴力、暴言、その他)
(3) その他